

# 裁判員制度

間もなく始まる裁判員制度。

その大まかな内容を、今月から

何回かにわたり、Q&A

方式で紹介いたします。



○裁判員制度ってどんな制度ですか？

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう「国民の司法参加」を実現する制度です。この制度の創設を内容とする「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が平成16年5月28日に公布されました。

この制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

○裁判員制度はなぜ導入されるのですか？

国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、裁判が身近になり、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

そして、国民の皆さんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることが期待されています。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

○裁判員が参加するのはどのような事件ですか？

代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ①人を殺した場合（殺人）
- ②強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）

④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）

⑤人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）

⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）

⑦子どもに食事を与えず、放置して、死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）



○裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

①裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、地方裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った人には連絡がいきま



②事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに裁判員候補者名簿の中から

くじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時などをお知らせします。

③裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続きが行われます。

裁判長から、裁判員にならない理由がないかどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。裁判員にならない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護人は、双方とも、法律で決められた人数の範囲内で候補者から除外されるべき人を指名することができます。指名された人は候補者から除外されます。

④裁判員に選ばれます。

除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。

○どれくらいの確率で裁判員に選ばれるのですか？

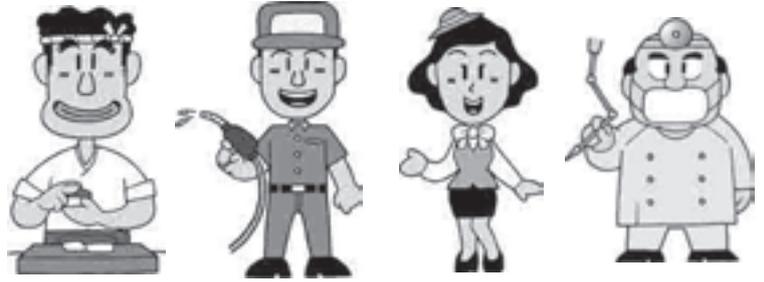
平成18年の統計でみると、仙台地方裁判所管内における刑事事件数1,292件の内、裁判員が参加することとなる対象事件は、54件ありました。

最近3年の間の数値でみると、平均で年間約50件になります。そこで宮城県の有権者が裁判員候補者に選ばれて、裁判所に呼び出しを受ける可能性について計算すると、約760人に1人の確率となります。その中から裁判員の6人に選ばれるのは約6,300人に1人という確率になります。

## 私の言葉で参加します



# 私の視点、私の感覚、



○裁判員になるために、資格はいらないのですか？

衆議院議員の選挙権を有する人（20歳以上）であれば、原則として、誰でもなることが出来ます。ただし、次のような人は、裁判員になることができません。

## ① 欠格事由

●義務教育を終了していない人（義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます）

●禁錮以上の刑に処せられた人

●心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人など

## ② 事件に関連する不適格事由

●審理する事件の被告人または被害者本人、その親族、同居人など

## ③ 就職禁止事由

●国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員

●司法関係者（裁判官、検察官、弁護士など）、警察官

●都道府県知事および市町村長（特別区長も含む）

●自衛官など

## ④ その他の不適格事由

●裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認められた人

○裁判員が参加する裁判は、どこで裁判所で行われるのですか？

また、裁判員には日当や交通費は支払われるのですか？

宮城県で、裁判員が参加する事件を扱う裁判所は、仙台地方裁判所本庁のみです。石巻市内で発生した事件でも、裁判は仙台で行われることになります。

また、裁判員や呼び出しを受けて裁判所に出頭した裁判員候補者には、最高裁判所規則で定める旅費、日当および宿泊料が支払われます。



次回以降は、次の質問に答えませう。

○裁判員になることを辞退することはできますか？

○裁判員に選ばれたら、どのようなことをするのですか？

○裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

○裁判員の守秘義務（秘密を守る義務）とはどのようなものですか？

○裁判員になったことを家族や親しい人に話してもよいのですか？

○裁判員となるために仕事を休むことはできますか？

○裁判員になったことでトラブルに巻き込まれますか？

○裁判は時間がかかるのではないですか？



裁判員制度の理解を深める3つのメニュー

1 出前説明会

地域の集まりや企業・団体に、裁判官その他の職員が伺い、説明会を実施しています。裁判所の見学を兼ねて、裁判所内で説明会を行うこともできます。

## 2 DVD、ビデオテープ「裁判員」の貸し出し

時間、60分コース、100分コース（おすすすめは100分コースです）  
なお、ご要望があれば、裁判所の職員が企業や団体の総務、人事、労務のご担当者に説明に伺うことも可能です。

3 模擬評議への参加

裁判所では、数か月に1度、午後半日程度の日程で、裁判員裁判の核心をなす評議を、架空の事例の中で体験していただく模擬評議を実施しています。

裁判員の選任手続きや役割を分かりやすく描いたドラマ「裁判員」のDVDまたはビデオテープ（約70分、出演・村上弘明、山口果林ほか）をお貸しします。団体でも個人でも結構です。もちろん無料です。

模擬評議への参加

裁判所では、数か月に1度、午後半日程度の日程で、裁判員裁判の核心をなす評議を、架空の事例の中で体験していただく模擬評議を実施しています。

模擬評議への参加

模擬評議への参加

模擬評議への参加

模擬評議への参加